



# 笹中たより

令和5年4月26日

第1号

阿賀野市立笹神中学校

〒959-1918

阿賀野市笹岡 200 番地

0250-62-7330

## 令和5年度の笹神中学校の教育について

校長 石崎 晃一

令和5年度がスタートしました。今年度の生徒数は141名となります（令和3年度128名、令和4年度135名）。校内では、子どもたちの熱心に学習・諸活動に取り組む姿が見られます。子どもたちの明るい声が校舎内に響いています。46名の新入生、9名の新しい職員を迎えました。今年度も子どもたちが主役の学校、安全な環境で安心して学べる学校となるよう、職員一同精一杯取り組みます。よろしくお願い申し上げます。

以下に、今年度の笹神中学校の教育についてお知らせいたします。



### 1 教育目標は、「清く 正しく 進んで向上を目指す生徒」です。

- (1) 「清く」とは、心ににごりなくさわやかであり、誠実、いさぎよいことです。
- (2) 「正しく」とは、心身ともにエネルギーに満ち、自分のやるべきことを最後までやり遂げることです。
- (3) 「進んで向上を目指す」とは、夢の実現に努力し、充実した生活を送ることです。

### 2 今年度は、以下を重点的に取り組みます。

- (1) 他者の考えを認めながら、自分の考えをきちんと発言できる子どもを育てます。そのために、笹神中学校の授業モデル（「課題提示」→「目標と見通しの共有」→「グループ学習で考える」→「自分の考えをまとめ、発言する」→「振り返り成果を確認する」）の実践と研修を深めます。特に、考える時間を十分にとることと、自分の考えを書くことに力を入れます。授業でのタブレット活用や、家庭学習の指導も継続して行います。
- (2) 互いを大切にし、他の人のために正しく行動できる子どもを育てます。そのために子どもが主役の教育活動を進め、自己肯定感を育て、いじめを許さない集団をつくります。SNSのマナーや情報モラルの指導も徹底します。
- (3) 望ましい生活習慣を身に付けた子どもを育てます。そのために、日頃の生活指導はもちろんですが、各種便りや市の事業・小中連携を生かした教育を進めます。
- (4) 保護者や地域の皆さまと連携した教育を進めます。そのために、「子どもも大人も育ち合い共に地域を創る会」（今年5年目になります）の皆さまと新たな教育活動を協働して進めます。

### 3 笹神中学校の教員として次の点を心がけます。

- (1) 子どもたちに目標と見通しをもたせ、意欲を高める手立てを考えます。そして、子どもの頑張りを認め褒めます。
- (2) 子どもたちと共に活動します。その時間を作るために、業務を工夫します。
- (3) 全校の子どもたちを全ての教職員が育てていきます。制限をする指導ではなく、自分で考えさせる視点で支援を行います。
- (4) 人権を尊重した言動で子どもたちの教育にあたります。



令和5・6年度は、新聞を活用した教育（NIE）の指定を新潟県NIE協議会様より受けました。この機会を好機と捉え、新聞に親しむ環境を整え、教育の充実につなげていきます。

学校の取組につきまして、随時ご意見やご要望をお待ちしております。お電話や笹神中学校HPの「お問い合わせ」を通してでも結構です。なお、笹神中学校HPには、様々な学校生活の様子が紹介されています。「笹神中学校」で検索してみてください。

## 今年度の笹神中学校(含 主な予定)を紹介します

- 生徒数 141名 (1年生 46名、2年生 46名、3年生 49名)  
学級は、各学年2学級です。特別支援学級を併せて計8学級になります。
- 職員数 31名 (学習支援員、介助員、用務員、初任者研修指導教員、スクールカウンセラー、ALT、調理員等を含めた人数になります。)
- 主な行事 (詳しくは笹神中学校HPをご覧ください。下記はあくまでも予定です。急な変更の可能性もあります。)  
 ① 入学式(4/7) 卒業式(3/5)  
 ② 1学期始業式(4/6) 1学期終業式(7/21)  
 2学期始業式(8/24) 2学期終業式(12/25)  
 3学期始業式(1/9) 3学期終業式(3/22)  
 ③ 体育祭(10/1 今年度は日曜日開催予定です。) 合唱祭(10/28)  
 ④ 定期テスト 5/29, 5/30 9/12, 9/13 11/14, 11/15 ←全学年  
 1/31, 2/1(3年) 2/13, 2/14(1・2年)  
 ⑤ 修学旅行(2年 3/6, 3/7, 3/8) 職場体験(2年 6/29, 6/30) 地域学習(1年 6/29)  
 上級学校訪問(3年 10/6)  
 ⑥ 下越地区体育大会(6/9, 6/23, 6/24) 県総合体育大会(7/15, 7/16, 7/17)  
 下越地区吹奏楽コンクール 7/15, 7/16)



※ 上記以外にも生徒会活動、小中連携の活動、健康診断や保健学習、避難訓練等の行事が予定されています。

## 笹神中学校同窓会の組織について(その2)

令和4年度学校たより3月号でも紹介いたしましたが、令和5年4月より同窓会の会則が改正され新しく理事の役職ができました。以下の皆様から笹神中学校同窓会役員として当校を支えていただくこととなりました。

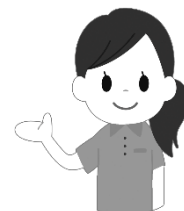
同窓会会長	苅部 一雄 様
同窓会副会長	荒木 和哉 様
同窓会副会長	斉藤 早苗 様
理事	波多野 儀弘 様
理事	井上 由美 様
相談役	小林 広 様、唐橋 繁英 様

小林広前会長様と唐橋繁英前副会長様から、相談役としてお残りいただくことになりました。

### <5月の予定>

- 1 (月) 全校朝会  
全国学力・学習状況調査「話すこと」
- 8 (月) 教育相談開始(～12)
- 10 (水) 生徒総会
- 15 (月) 教育実習(～6/9)
- 19 (金) 生徒会専門委員会  
1年心臓検診
- 22 (月) 生徒朝会
- 23 (火) 避難訓練  
定期テスト前諸活動停止
- 25 (木) 衣替え移行期間(～31)
- 29 (月) 期末テスト(～30)
- 30 (火) 人権講演会

- ・ 事情により、予定が変更となる場合もございます。
- ・ 予定の変更に際しましては、たよりでの連絡かたより発出が間に合わない場合は、メールでのお知らせをする予定です。今年度は学級連絡網を作成いたしません。  
ぜひメール登録のご協力をお願いいたします。
- ・ 5月8日(月)より、新型コロナウイルスが2類相当から5類となりますが、これまでと同様に、感染には十分注意してお過ごしく下さい。



# 笹神中学校同窓会々則

## 第1章 総 則

- 第1条（名 称） 本会は笹神中学校同窓会という。
- 第2条（事務所の所在） 本会の事務所は阿賀野市立笹神中学校に置く。
- 第3条（目 的） 本会は会員相互の親睦と教養の向上をはかり、母校との連携を密にしてその発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために必要な諸事業を行う。

## 第2章 組 織

- 第5条（会員の資格） 本会々員の資格は次のとおりとする。
1. 正会員 母校卒業生
  2. 特別会員 母校現職員並びに旧職員
- 第6条（組 織） 本会の組織は卒業生の年次単位を以って構成する。
- 第7条（支 部） 本会は必要のあるところに支部を置くことができる。

## 第3章 役 員

- 第8条（役 員） 本会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 2名（男女各1名）  
理事 若干名 相談役 若干名  
幹事 各年次1名 年次代表 各年次4名 顧問2名（母校職員）
- 第9条（役員を選任方法） 本会の役員を選任方法は次の通りとする。
1. 年次代表は年次同窓生より選出する。
  2. 幹事は年次代表より互選する。
  3. 理事は幹事等の中から会長が委嘱する。
  4. 会長、副会長は理事会において選出する。
- 第10条（名誉会長） 本会は名誉会長として笹神中学校長を推す。
- 第11条（役員の仕事）
1. 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
  2. 理事は会の運営に当たり、うち2名は庶務及び会計をつかさどる。
  3. 幹事は会の運営を審議する。
  4. 年次代表は幹事と協力し、会員相互の連絡を図る。
- 第12条（役員の仕事） 役員の仕事は二ヶ年間とし、再任を妨げない。ただし、次期役員が改選されるまではその事務を取り扱う。

## 第4章 会 議

- 第13条（総 会） 総会は幹事会が特に必要と認めた場合のみ会長が招集する。
- 第14条（幹 事 会） 幹事会は本会の議決機関とし、会長が招集する。
- 第15条（理 事 会） 理事会は本会の執行機関とし、会長、副会長、理事で構成され必要に応じ会長が随時招集する。
- 第16条（会議の議長） 1. 総会及び幹事会の議長は会議出席者より互選する。  
2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。
- 第17条（会議の成立と議決の要件）  
総会及び幹事会の成立人数は規定せず、出席者を以って成立することとし、理事会は会議構成員の過半数の出席を以って成立する。  
いずれの会議も議決は多数決とし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第5章 会 計

- 第18条（経 費） 本会の経費は入会金、寄付金及び事業収益金によりまかなう。
- 第19条（会計報告） 会計報告は幹事会で行う。
- 第20条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

- 1.（会則の改正） 本会則の改廃は総会の議決による。
- 2.（細 則） この会の運営に必要な細則は別に定める。
- 3.（施行年月） この会則は昭和57年11月2日から施行する。  
この会則は令和 5年 4月 1日に一部改正し、同日から施行する。